

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 広域振興局以外の出先機関</p> <p>第1款 [略]</p> <p>第2款 <u>政策地域部</u>に属する出先機関（第31条の2）</p> <p>第3款～第8款 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（庁議）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 庁議は、知事、副知事、企画理事及び会計管理者並びに次条に定める部局等の長及び広域振興局長をもって構成する。</p> <p>（部局等）</p> <p>第5条 部局等は、次のとおりである。</p> <p>（1） <u>秘書広報室</u></p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） <u>政策地域部</u></p> <p>（4）～（11） [略]</p> <p>（<u>秘書広報室</u>の分課及びその分掌事務）</p> <p>第6条 <u>秘書広報室</u>に次の課を置く。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） [略]</p> <p>2 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書担当の分掌事務</p> <p>[略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>（1） <u>皇室に関すること。</u></p> <p>（2） <u>庁中の儀式に関すること。</u></p> <p>（3） <u>庁議に関すること。</u></p> <p>（4） <u>知事の資産等の公開に関すること。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 広域振興局以外の出先機関</p> <p>第1款 [略]</p> <p>第2款 <u>ふるさと振興部</u>に属する出先機関（第31条の2）</p> <p>第3款～第8款 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第4章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（庁議）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 庁議は、知事、副知事、<u>教育長</u>、企画理事及び会計管理者並びに次条に定める部局等の長及び広域振興局長をもって構成する。</p> <p>（部局等）</p> <p>第5条 部局等は、次のとおりである。</p> <p>（1） <u>政策企画部</u></p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） <u>ふるさと振興部</u></p> <p>（4）～（11） [略]</p> <p>（<u>政策企画部</u>の分課及びその分掌事務）</p> <p>第6条 <u>政策企画部</u>に次の課を置く。</p> <p>（1） <u>政策企画課</u></p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） [略]</p> <p>2 <u>政策企画課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>政策担当の分掌事務</u></p> <p>（1） <u>県行政の総合的な政策の立案及び調整に関すること。</u></p> <p>（2） <u>県総合計画の進行管理に関すること。</u></p> <p>（3） <u>他部局等の企画立案の支援に関すること。</u></p> <p>（4） <u>総合計画審議会に関すること。</u></p> <p><u>評価担当の分掌事務</u></p> <p>（1） <u>政策の評価に関すること。</u></p> <p>（2） <u>政策評価委員会に関すること。</u></p> <p><u>分権推進担当の分掌事務</u></p> <p>（1） <u>地方分権の推進の総合的な企画及び調整に関すること。</u></p> <p>（2） <u>国等への提言及び要望の調整に関すること。</u></p> <p>（3） <u>他の都道府県との連携に関すること。</u></p> <p>（4） <u>県行政の総合的な政策に係る産学官等との連携に関すること。</u></p> <p>3 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>秘書担当の分掌事務</p> <p>[略]</p> <p><u>儀典調整担当の分掌事務</u></p> <p>（1） <u>皇室及び賓客に関すること。</u></p> <p>（2） <u>庁中の儀式に関すること。</u></p> <p>（3） <u>庁議に関すること。</u></p> <p>（4） <u>知事の資産等の公開に関すること。</u></p> <p>管理担当の分掌事務</p>

- (5) 室の総括に関すること。
- (6) 室内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。
- (7) 室内各課及び監の連絡に関すること。
- (8) 室内他課の主管に属しないこと。

3 [略]

4 [略]

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第7条 [略]

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当

- (1)～(5) [略]
 - (6) 部内他室課等の主管に属しないこと。
- [略]

3・4 [略]

5 行政経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政経営推進担当の分掌事務

- (1)～(3) [略]
- (4) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託に関すること。
- (6) 一般社団法人及び一般財団法人が行う特定保険業に関すること。
- (7) 産業振興上必要な事業の株式その他のものの投資に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (8) [略]
- (9) 地方独立行政法人評価委員会及び公益認定等審議会に関すること。

6 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理企画担当の分掌事務

- (1)～(3) [略]
 - (4) 寄附金の受入れに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- [略]

7～9 [略]

10 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

給与旅費担当の分掌事務

- (1) 給与及び報酬の支給並びに共済費の支出に関すること。
- (2) 給与、報酬及び共済費に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (3) 給与、報酬及び共済費に係る歳入歳出外現金等に関すること。
- (4) 職員の扶養親族の認定に関すること。
- (5) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額の決定又は改定に関すること。
- (6) 職員の通勤の実情の確認及び通勤手当の月額の決定又は改定に関すること。
- (7) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定に関すること。
- (8) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額の決定又は改定に関すること。
- (9) 職員の児童手当の受給資格等の認定に関すること。
- (10) 職員の児童手当の支給に関すること。
- (11) 職員の児童手当に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (12) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員の任免に関すること。
- (13) 臨時的任用職員の任免に関すること。
- (14) 臨時的任用職員に係る賃金の支給及び共済費の支出に関すること。
- (15) 臨時的任用職員に係る賃金及び共済費に係る支出負担行為の確認に関すること。

- (1) 部の総括に関すること。
- (2) 部内の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に関すること。
- (3) 部内各課及び監の連絡に関すること。
- (4) 部内他課の主管に属しないこと。

4 [略]

5 [略]

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第7条 [略]

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当

- (1)～(5) [略]
 - (6) 部内他室課等の主管に属しないこと。
- [略]

3・4 [略]

5 行政経営推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

経営推進担当の分掌事務

- (1)～(3) [略]
- (4) [略]

公益法人担当の分掌事務

- (1) 出資等法人の指導監督の総括に関すること。
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託に関すること。
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人が行う特定保険業に関すること。
- (4) 産業振興上必要な事業の株式その他のものの投資に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (5) 地方独立行政法人評価委員会及び公益認定等審議会に関すること。

6 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理企画担当の分掌事務

- (1)～(3) [略]
 - (4) 寄附金税額控除に関すること。
- [略]

7～9 [略]

10 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

給与旅費担当の分掌事務

- (1) 給与及び通勤に係る費用弁償の支給並びに共済費の支出に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (2) 給与、通勤に係る費用弁償及び共済費に係る支出負担行為の確認に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (3) 給与、通勤に係る費用弁償及び共済費に係る歳入歳出外現金等に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。
- (4) 扶養親族の認定に関すること。
- (5) 居住の実情の確認及び住居手当の月額の決定又は改定に関すること。
- (6) 通勤の実情の確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額の決定又は改定に関すること。
- (7) 単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定に関すること。
- (8) 寒冷地手当の支給区分の認定及び月額の決定又は改定に関すること。
- (9) 児童手当の受給資格等の認定に関すること。
- (10) 児童手当の支給に関すること。
- (11) 児童手当に係る支出負担行為の確認に関すること。
- (12) 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(16) 臨時的任用職員に係る賃金及び共済費に係る歳入歳出外現金等に関すること。

(17) 非常勤職員及び非常勤特別嘱託員並びに臨時的任用職員に係る社会保険及び雇用保険の届出に関すること。

(政策地域部の分課及びその分掌事務)

第8条 政策地域部に次の室及び課を置く。

(1) 政策推進室

(2)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) 三陸防災復興プロジェクト2019推進室

(10) [略]

2 政策推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

政策担当、調整担当及び管理担当の分掌事務

(1) 施策の推進に関する他部局等の主管に属しないこと。

調整担当及び管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) 部内他課等の主管に属しないこと。

政策担当の分掌事務

(1) 県行政の総合的な政策の立案及び推進に関すること（ふるさと振興担当の主管に属するものを除く。）。

(2) 県総合計画の進行管理に関すること。

(3) 他部局等の企画立案の支援に関すること。

(4) 総合計画審議会に関すること。

評価担当の分掌事務

(1) 政策の評価に関すること。

(2) 政策評価委員会に関すること。

調整担当の分掌事務

(1) 県行政の総合的な政策の調整に関すること。

(2) [略]

(3) 地域連携に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

分権推進担当の分掌事務

(1) 地方分権の推進の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 他の都道府県との連携に関すること。

管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること（市町村課の主管に属するものを除く。）。

(3)・(4) [略]

ふるさと振興担当の分掌事務

(1) 人口問題に関する総合的な政策の立案及び推進に関すること。

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) 市町村における地方分権の推進の支援に関すること。

(12) 市町村への権限移譲に関すること。

(13) 社会保険及び雇用保険の届出に関すること。

(ふるさと振興部の分課及びその分掌事務)

第8条 ふるさと振興部に次の室及び課を置く。

(1) ふるさと振興企画室

(2)～(5) [略]

(6) 県北・沿岸振興室

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

2 ふるさと振興企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 施策の推進に関する他部局等の主管に属しないこと。

(3) [略]

(4) 部内他室及び課の主管に属しないこと。

企画担当の分掌事務

(1) ふるさと振興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

管理担当の分掌事務

(1) ふるさと振興に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること（市町村課、学事振興課、調査統計課及び地域振興室の主管に属するものを除く。）。

(2) [略]

3 市町村課の分掌事務は、次のとおりとする。

行政担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 市町村からの要望の総括に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(13) [略]

(14) [略]

[略]

4 学事振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

学事企画担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

5 [略]

6 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

地域振興担当の分掌事務

(1) 地域振興行政に関する企画及び調整に関すること。

(2) 広域振興局に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 地域経営推進費に関すること。

(4) 市町村からの要望の総括に関すること。

(5) 地域振興に関するプロジェクトに関すること（県北沿岸振興担当、地域連携推進担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(6) 過疎地域の振興施策に関すること（県北沿岸振興担当の主管に属するものを除く。）。

。

(7) 山村及び豪雪地帯の振興対策に関すること（県北沿岸振興担当の主管に属するものを除く。）。

(8) 地域総合整備資金に関すること。

(9) 地域づくり団体に関すること。

(10) コミュニティ対策に関すること。

県北沿岸振興担当の分掌事務

(1) 県北沿岸地域の振興に関する企画及び調整に関すること（地域連携推進担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 県北沿岸地域の振興に関するプロジェクトに関すること（地域連携推進担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。

(4) 平成28年台風第10号による災害からの復旧及び復興のために岩泉町が行う施策の推進の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) いわて体験交流施設の管理に関すること。

地域連携推進担当の分掌事務

(1) 地域連携基盤の構築に関する企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(12) [略]

(13) [略]

[略]

4 学事振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

学事企画担当の分掌事務

(1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 課内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

[略]

5 [略]

6 地域振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

地域企画担当の分掌事務

(1) 地域振興行政に関する企画及び調整並びに推進に関すること（地域振興担当の主管に属するものを除く。）。

(2) 広域振興局に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 地域経営推進費に関すること。

(4) 過疎地域の振興施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(5) 山村及び豪雪地帯の振興対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(6) 市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に係る支援に関すること。

(7) 市町村における地方分権の推進の支援に関すること。

(8) 市町村への権限移譲に関すること。

(9) 地域総合整備資金に関すること。

(10) 地域づくり団体に関すること。

(11) コミュニティ対策に関すること。

地域振興担当の分掌事務

(1) 地域振興行政に関する企画及び調整並びに推進に関すること。

(2) 寄附金の受入れに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 室内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

自治体協働担当の分掌事務

(1) 市町村との協働の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

ふるさと振興担当の分掌事務

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

7 国際室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国際担当の分掌事務

(1) 国際施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

(2)～(4) [略]

8 [略]

9 [略]

10 三陸防災復興プロジェクト2019推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当の分掌事務

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 三陸防災復興プロジェクト2019の広報に関すること。

運営担当の分掌事務

(1) 三陸防災復興プロジェクト2019の運営に関すること。

11 台風災害復旧復興推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

台風災害復旧復興推進担当の分掌事務

(1) 令和元年台風第19号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。

(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)

第8条の2 文化スポーツ部に次の室及び課を置く。

(1)～(3) [略]

(4) ラグビーワールドカップ2019推進室

(5) [略]

2 文化スポーツ企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内他課の主管に属しないこと。

[略]

3・4 [略]

5 ラグビーワールドカップ2019推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の総合的な企画及び調整に関すること。

大会運営担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の運営に関すること（受入態勢整備担当及び連携推進担当の主管に属するものを除く。）。

(2) ラグビーワールドカップ大会の広報に関すること。

受入態勢整備担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の交通及び輸送並びに宿泊に関すること。

(2) ラグビーワールドカップ大会のボランティアに関すること。

(3) ラグビーワールドカップ大会の警備及び消防並びに医療及び救護に関すること。

連携推進担当の分掌事務

(1) ラグビーワールドカップ大会の運営に係る釜石市及び関係機関との連携に関すること

—

6 オリンピック・パラリンピック推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務担当の分掌事務

(1) 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関連事業（以下「東京オリンピック・パラリンピック関連事業」という。）に係る関係室課等との調整に関すること。

[略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

7 県北・沿岸振興室の分掌事務は、次のとおりとする。

県北振興担当の分掌事務

(1) 県北地域の振興に関する企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) いわて体験交流施設の管理に関すること。

沿岸振興担当の分掌事務

(1) 沿岸地域の振興に関する企画及び調整並びに推進に関すること（県北振興担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

8 国際室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国際担当の分掌事務

(1) 国際施策の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること（観光・プロモーション室の主管に属するものを除く。）。

(2)～(4) [略]

9 [略]

10 [略]

11 台風災害復旧復興推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

台風災害復旧復興推進担当の分掌事務

(1) 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。

(文化スポーツ部の分課及びその分掌事務)

第8条の2 文化スポーツ部に次の室及び課を置く。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

2 文化スポーツ企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内他室及び課の主管に属しないこと。

[略]

3・4 [略]

5 オリンピック・パラリンピック推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務担当の分掌事務

(1) 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の関連事業（以下「東京オリンピック・パラリンピック関連事業」という。）に係る関係各課等との調整に関すること。

[略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第9条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

<p>企画担当及び管理担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 部内他室課の主管に属しないこと。 [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 廃棄物特別対策室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>調査追及担当の分掌事務</u></p> <p><u>(1) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関すること。</u></p> <p>再生・整備担当の分掌事務</p> <p>(1) [略] [略]</p> <p>8 若者女性協働推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>青少年・男女共同参画担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(6) [略] [略] (保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 保健福祉部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 子ども子育て支援課</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画担当及び管理担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 部内他課の主管に属しないこと。 [略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、ふれあいランド岩手、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、<u>いわて子どもの森及びいわてリハビリテーションセンター</u>の管理に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>こころの支援・療育担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 心身障害児の福祉に関すること（<u>子ども子育て支援課</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>(9) 医療を要する障害者及び障害児の支援に関すること（<u>子ども子育て支援課及び医療政策室</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(10)・(11) [略] [略]</p> <p>7 <u>子ども子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>子ども家庭担当及び少子化・子育て支援担当の分掌事務</u></p> <p><u>(1) 児童の福祉に関すること（障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(2) 児童に係る社会福祉事業の指導監督に関すること（障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(3) 児童に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること（地域福祉課及び障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>子ども家庭担当の分掌事務</u></p> <p><u>(1) 母子に係る社会福祉事業の指導監督に関すること。</u></p> <p><u>(2) 母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること（地域福祉課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(3) 児童委員に関すること。</u></p> <p><u>(4) 婦人の保護更生に関すること。</u></p>	<p>企画担当及び管理担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 部内他室<u>及び</u>課の主管に属しないこと。 [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 廃棄物特別対策室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>再生・整備担当の分掌事務</p> <p><u>(1) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関すること。</u></p> <p>(2) [略] [略]</p> <p>8 若者女性協働推進室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>青少年・男女共同参画担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略] [略] (保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 保健福祉部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 子ども子育て支援室</u></p> <p>2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画担当及び管理担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 部内他<u>室及び</u>課の主管に属しないこと。 [略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、ふれあいランド岩手、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、<u>いわてリハビリテーションセンター及びいわて子どもの森</u>の管理に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 障がい保健福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>こころの支援・療育担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 心身障害児の福祉に関すること（<u>子ども子育て支援室</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>(9) 医療を要する障害者及び障害児の支援に関すること（<u>医療政策室及び子ども子育て支援室</u>の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(10)・(11) [略] [略]</p>
--	--

(5) 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること。

(6) 児童扶養手当に関すること。

(7) いわて子どもの森の管理に関すること。

少子化・子育て支援担当の分掌事務

(1) 少子化対策に関すること。

(2) 母子保健及び母体保護に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 身体障害児童の育成医療に関すること（医療機関の指定を除く。）。

(4) 結核児童の療育医療に関すること。

(5) 児童手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(6) 特別児童扶養手当に関すること。

(7) 結婚支援に関すること。

(8) 保育所に関すること。

(9) 認定こども園に関すること。

(10) 保育士及びその養成施設に関すること。

(11) 保育士試験に関すること。

(12) 小児慢性特定疾病審査会及び岩手県子ども・子育て会議に関すること。

8 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

医療政策担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

医務担当の分掌事務

(1)～(13) [略]

[略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 商工労働観光部に次の室及び課を置く。

(1)～(3) [略]

(4) 観光課

7 医療政策室の分掌事務は、次のとおりとする。

医療政策担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

医療情報担当の分掌事務

(1) 医療情報の活用等に関すること。

医務担当の分掌事務

(1)～(13) [略]

[略]

8 子ども子育て支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

次世代育成担当、子ども家庭担当及び子育て支援担当の分掌事務

(1) 児童の福祉に関すること（障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

子ども家庭担当及び子育て支援担当の分掌事務

(1) 児童に係る社会福祉事業の指導監督に関すること（障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

(2) 児童に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること（地域福祉課及び障がい保健福祉課の主管に属するものを除く。）。

次世代育成担当の分掌事務

(1) 次世代育成支援に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること（子ども家庭担当、子育て支援担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 母子保健及び母体保護に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 身体障害児童の育成医療に関すること（医療機関の指定を除く。）。

(4) 結核児童の療育医療に関すること。

(5) 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること。

(6) 児童手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(7) 児童扶養手当に関すること。

(8) 特別児童扶養手当に関すること。

(9) 小児慢性特定疾病審査会及び岩手県子ども・子育て会議に関すること。

子ども家庭担当の分掌事務

(1) 母子に係る社会福祉事業の指導監督に関すること。

(2) 母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人その他の社会福祉事業団体に関すること（地域福祉課の主管に属するものを除く。）。

(3) 児童委員に関すること。

(4) 婦人の保護更生に関すること。

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

(6) いわて子どもの森の管理に関すること。

子育て支援担当の分掌事務

(1) 保育所に関すること。

(2) 認定こども園に関すること。

(3) 保育士及びその養成施設に関すること。

(4) 保育士試験に関すること。

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第11条 商工労働観光部に次の室及び課を置く。

(1)～(3) [略]

(5) [略]

(6) [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内他課の主管に属しないこと。

[略]

管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること（雇用対策・労働室の主管に属するものを除く。）。

(3)～(7) [略]

産業振興連携担当の分掌事務

(1) 産業振興連携の推進に関すること。

3・4 [略]

5 観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

国内観光担当の分掌事務

(1) 国内観光の振興に関すること（三陸観光地域づくり担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 観光事業団体の育成指導に関すること。

(3) 旅行業に関すること。

(4) 観光施設の整備及び管理に関すること。

(5) 岩手県立陸前高田オートキャンプ場の管理に関すること。

国際観光担当の分掌事務

(1) 国際観光の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

三陸観光地域づくり担当の分掌事務

(1) 三陸地域の観光産業等の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 三陸地域の観光振興に係る地域連携基盤の構築に関する企画及び調整並びに推進に関すること。

6 定住推進・雇用労働室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

労働担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 課内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

(6)～(11) [略]

7 [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 観光・プロモーション室

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内他室及び課の主管に属しないこと。

[略]

管理担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること（定住推進・雇用労働室の主管に属するものを除く。）。

(3)～(7) [略]

新産業育成担当の分掌事務

(1) 新産業の育成に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 産業の高度化に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 産業間連携の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

3・4 [略]

5 定住推進・雇用労働室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

労働担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 室内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章（紺綬褒章を除く。）に関すること。

(6)～(11) [略]

6 [略]

7 観光・プロモーション室の分掌事務は、次のとおりとする。

プロモーション担当の分掌事務

(1) 観光客の増加及び県産品の販路拡大等に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 観光産業の振興に関すること（国内観光担当、国際観光担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

国内観光担当の分掌事務

(1) 国内観光の振興に関すること（三陸観光地域づくり担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 観光事業団体の育成指導に関すること。

(3) 旅行業に関すること。

(4) 観光施設の整備及び管理に関すること。

(5) 岩手県立陸前高田オートキャンプ場の管理に関すること。

国際観光担当の分掌事務

(1) 国際観光の振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

三陸観光地域づくり担当の分掌事務

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内他課の主管に属しないこと。

[略]

復興推進担当の分掌事務

[略]

貿易対策担当の分掌事務

(1) 環太平洋パートナーシップ協定等の国際貿易に係る対策に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

3 [略]

4 流通課の分掌事務は、次のとおりとする。

6 次産業化推進担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 卸売市場に関すること(水産振興課の主管に属するものを除く。)。

(4) [略]

流通改善担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

5～11 [略]

12 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

全国植樹祭担当の分掌事務

(1) [略]

13～17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

用地担当の分掌事務

(1) 公有地の拡大の推進に関すること(市町村課及び復興推進課の主管に属するものを除く。)

(2)～(9) [略]

[略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(総務室の主管に属するものを除く。)に関すること。

(9)～(13) [略]

[略]

4・5 [略]

6 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

河川海岸担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 海外漂着物等の処理等の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(3) [略]

[略]

7 砂防災害課の分掌事務は、次のとおりとする。

砂防災害担当の分掌事務

(1) 砂防に関すること。

(1) 三陸観光地域づくりに係る施策の企画及び調整に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) 部内他室及び課の主管に属しないこと。

[略]

復興推進担当の分掌事務

[略]

3 [略]

4 流通課の分掌事務は、次のとおりとする。

6 次産業化推進担当の分掌事務

(1)・(2) [略]

(3) [略]

流通改善担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 卸売市場に関すること(水産振興課の主管に属するものを除く。)。

5～11 [略]

12 森林整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

全国植樹祭推進担当の分掌事務

(1) [略]

13～17 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

用地担当の分掌事務

(1) 公有地の拡大の推進に関すること(市町村課及び商工企画室の主管に属するものを除く。)

(2)～(9) [略]

[略]

3 建設技術振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設業振興担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格(出納局総務課の主管に属するものを除く。)に関すること。

(9)～(13) [略]

[略]

4・5 [略]

6 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

河川海岸担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 海岸漂着物等の処理等の実施に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。

(3) [略]

[略]

7 砂防災害課の分掌事務は、次のとおりとする。

砂防管理担当の分掌事務

(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定及び管理に関すること。

(2) 公共土木施設の災害復旧事業費に関すること。

砂防災害担当の分掌事務

(1) 砂防設備等の整備に関する企画調査に関すること。

- (2) 地すべり等防止に関すること。
- (3) 急傾斜地崩壊による災害の防止に関すること。
- (4) [略]
- (5) [略]

8 [略]

9 下水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

計画担当の分掌事務

- (1) 汚水処理の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 流域下水道の維持管理に関すること。
- (3) 汚水処理施設の維持管理に係る助言に関すること。

事業担当の分掌事務

- (1) 公共下水道及び集落排水施設に関すること。
- (2) 流域下水道の設置及び改築に関すること。
- (3) 浄化槽の整備に関すること。

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

営繕担当の分掌事務

- (1) [略]

11 港湾課の分掌事務は、次のとおりとする。

港湾担当の分掌事務

- (1) 港湾の建設、改良及び維持管理に関すること。
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) 港湾の振興に関すること。
- (5) 地方港湾審議会に関すること。

第2款 政策地域部に属する出先機関

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
[略]	[略]
NPO活動交流センター	
<u>配偶者暴力相談支援センター</u>	<u>若者女性協働推進室</u> <u>広域振興局保健福祉環境部</u> <u>広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター</u> <u>福祉総合相談センター児童女性部</u>
岩手県感染症情報センター	[略]
高齢者活動交流プラザ	[略]
<u>子育てサポートセンター</u>	<u>子ども子育て支援課</u>
<u>家庭児童相談室</u>	<u>広域振興局保健福祉環境部</u> <u>広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター</u>
県民医療相談センター 岩手県医療勤務環境改善支援センター	[略]

- (2) 砂防設備等の整備、維持及び修繕に関すること。
- (3) [略]
- (4) [略]

8 [略]

9 下水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。

下水管理担当の分掌事務

- (1) 汚水処理施設の維持管理に係る助言に関すること。
- (2) 浄化槽の整備に関すること。

流域下水道担当の分掌事務

- (1) 流域下水道事業の経営に関すること。
- (2) 流域下水道事業の出納及び決算に関すること。
- (3) 流域下水道の維持管理に関すること。
- (4) 流域下水道の設置及び改築に関すること。

下水事業担当の分掌事務

- (1) 汚水処理の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 公共下水道及び集落排水施設に関すること。

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

営繕担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) 営繕工事の技術的支援に関すること。

11 港湾課の分掌事務は、次のとおりとする。

港湾振興担当の分掌事務

- (1) 港湾の振興に関すること。
- (2) 港湾の管理に関すること。
- (3) [略]
- (4) [略]

港湾整備担当の分掌事務

- (1) 港湾の建設、改良、維持及び修繕に関すること。
- (2) 地方港湾審議会に関すること。

第2款 ふるさと振興部に属する出先機関

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
[略]	[略]
NPO活動交流センター	
岩手県感染症情報センター	[略]
高齢者活動交流プラザ	[略]
県民医療相談センター 岩手県医療勤務環境改善支援センター	[略]
<u>子育てサポートセンター</u>	<u>子ども子育て支援室</u>
<u>家庭児童相談室</u>	<u>広域振興局保健福祉環境部</u> <u>広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター</u>
<u>配偶者暴力相談支援センター</u>	<u>子ども子育て支援室</u> <u>広域振興局保健福祉環境部</u> <u>広域振興局保健福祉環境部保健福祉環境センター</u> <u>福祉総合相談センター児童女性部</u>

岩手県計量センター	[略]
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁 部局等（秘書広報室、復興局及びILC推進局を除く。）	[略]	[略]
	秘書広報室	室長
	復興局、ILC推進局及び出納局	局長
部局等（秘書広報室、復興局及びILC推進局を除く。）	[略]	部長、室長又は局長を補佐し、上司の命を受け、部局等又は出納局の事務を整理し、及び部局等又は出納局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに部長、室長若しくは局長に事故があるとき、又は部長、室長若しくは局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	秘書広報室	副室長
	復興局、ILC推進局及び出納局	副局長
秘書広報室	首席調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、県政の調査に関する事務を掌理する。
	総括調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第4項調査担当の分掌事務を掌理する。
	調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第4項調査担当の分掌事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、総括調査監に事故があるとき、又は総括調査監が欠けたときは、その職務を代理する。
[略]		
総合防災室	[略]	
	防災航空隊長	[略]
政策推進室	首席ふるさと振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項ふるさと振興担当の分掌事務を掌理する。
	政策監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項政策担当及び評価担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	調整監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項調整担当及び分権推進担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事

岩手県計量センター	[略]
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務	
本庁	部局等	部	[略]
		局長	[略]
	出納局		
	政策企画部	統括調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、県政の調査に関する事務及び部の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
部局等	部	[略]	
	副局長	部長又は局長を補佐し、上司の命を受け、部局等又は出納局の事務を整理し、及び部局等又は出納局の事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、部長若しくは局長に事故があるとき、又は部長若しくは局長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。	
出納局			
政策企画部	首席調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、調査監の事務を整理し、県政の調査に関する事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、統括調査監に事故があるとき、又は統括調査監が欠けたときは、その職務を代理する。	
	総括調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第5項調査担当の分掌事務を掌理する。	
	調査監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第5項調査担当の分掌事務で特に命ぜられた事項を掌理するとともに、総括調査監に事故があるとき、又は総括調査監が欠けたときは、その職務を代理する。	
[略]			
総合防災室	[略]		
	防災航空隊長	[略]	

		務に関し、その職務を代理する。
	ふるさと振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項ふるさと振興担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	評価課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第2項評価担当の分掌事務を掌理する。
地域振興室	地域振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項地域振興担当及び県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	地域連携推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項地域連携推進担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	県北沿岸振興課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項県北沿岸振興担当の分掌事務を掌理する。
国際室	国際監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第7項国際担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
三陸防災復興プロジェクト2019推進室	総括プロジェクト推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第10項総務企画担当及び運営担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	プロジェクト推進監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第10項総務企画担当及び運営担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
競馬改革推進室	[略]	
[略]		
総務事務センター	[略]	
広聴広報課	報道監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第3項報道担当の分掌事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課

地域振興室	首席ふるさと振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項ふるさと振興担当の分掌事務を掌理する。
	地域企画監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項地域企画担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	ふるさと振興監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第6項ふるさと振興担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
国際室	国際監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第8条第8項国際担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
競馬改革推進室	[略]	
[略]		
総務事務センター	[略]	
秘書課	儀典調整監	上司の名を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第3項儀典調整担当の分掌事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
広聴広報課	報道監	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第6条第4項報道担当の分掌事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課

			長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	[略]		
	別表第3に掲げる室、課及び所	[略]	
	室、課及び所	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室、課又は所の特定事務を処理する。
広域振興局	[略]		
	部	部長	[略]
		主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、部の特定事務を処理する。
	審査指導監	[略]	
	[略]		
[略]			
政策地域部に属する出先機関	[略]		
環境生活部に属する出先機関	食肉衛生検査所	所長	[略]
		課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理するとともに、庶務を分掌する課の課長にあつては、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
	[略]		
	[略]		

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁	[略]	
	秘書広報室並びに室、課及び所	主任主査 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、秘書広報室又は室、課若しくは所の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
		主査行政専門員 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、秘書広報室又は室、課若しくは所の特定事務を処理する。
		主任及び主任行政専門員 [略]
	秘書広報室	室付 上司の命を受け、秘書広報室の特定事務を処理する。
		主査 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、秘書広報室の特定事務を処理する。
	部	[略]
	[略]	
広域振興局	[略]	
	部及び審査指導監	[略]
		主査行政専門員 [略]
		主任及び主任行政専門員 [略]
	審査指導監	主査 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、審査指導監の特定事務を

			長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。
	[略]		
	別表第3に掲げる室、課及び所	[略]	
広域振興局	[略]		
	部	部長	[略]
	審査指導監	[略]	
	[略]		
[略]			
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]		
環境生活部に属する出先機関	食肉衛生検査所	所長	[略]
		副所長	所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
		課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。
	[略]		
	[略]		

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	職	職務
本庁	[略]	
	政策企画部並びに室、課及び所	主任主査 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、政策企画部又は室、課若しくは所の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
		主査及び主査行政専門員 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、政策企画部又は室、課若しくは所の特定事務を処理する。
		主任及び主任行政専門員 [略]
	部	[略]
	[略]	
広域振興局	[略]	
	部及び審査指導監	[略]
		主査及び主査行政専門員 [略]
		主任及び主任行政専門員 [略]

		処理する。
	局付	[略]
[略]		
[略]		
政策地域部に属する出先機関	[略]	
[略]		

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職 教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、水産資源保護指導員	[略]
[略]	

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部等	課等
盛岡広域振興局	[略]	
	土木部	
	[略]	
	岩手土木センター	[略] 工務課
[略]		
県南広域振興局	[略]	
	土木部	[略]
	[略]	
	遠野土木センター	[略] 工務課
	[略]	[略]
	[略]	
千厩土木センター	[略] 工務課	

	局付	[略]
[略]		
[略]		
ふるさと振興部に属する出先機関	[略]	
[略]		

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
行政職 教授、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、建築監視員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、 <u>狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員</u> 、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、 <u>漁業監督吏員</u> 、水産資源保護指導員、 <u>魚類防疫員</u>	[略]
[略]	

5 [略]

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部等	課等
盛岡広域振興局	[略]	
	土木部	
	[略]	
	岩手土木センター	[略] 道路河川整備課
[略]		
県南広域振興局	[略]	
	土木部	[略]
	[略]	
	遠野土木センター	[略] 道路河川整備課
	[略]	[略]
	[略]	
千厩土木センター	[略] 道路河川環境課	

	[略]
	[略]
[略]	

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
[略]							
76～83 削除							
84 [略]	[略]						県南広域振興局経営企画部を除く。
85 [略]	[略]						
[略]							[略]
88 [略]	[略]						
89 寄附金の受入れに関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○	○			○	○	

[略]

2～4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
秘書広報室	秘書課	[略]
	[略]	
総務部	[略]	
	行政経営推進課	行政経営推進担当課長
	[略]	
政策地域部	政策推進室	分権推進担当課長 管理課長
	[略]	
	調査統計課	[略]
	国際室	[略]
	[略]	
	科学・情報政策室	[略]
	三陸防災復興プロジェクト2019推進室	総務企画担当課長 運営担当課長
	台風災害復旧復興推進室	[略]
文化スポーツ部	[略]	
	スポーツ振興課	[略]
	ラグビーワールドカップ2019推進室	総務企画担当課長 大会運営課長 受入態勢整備担当課長 連携推進課長
	オリンピック・パラリンピック推進室	[略]
環境生活部	環境生活企画室	企画課長 管理課長 温暖化・エネルギー対策課長 放射線影響対策課長 ジオパーク推進課長 連携推進担当課長

	[略]
	[略]
[略]	

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
[略]							
76～82 削除							
83 寄附金の受入れに関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。	○	○	○	○			県南広域振興局経営企画部を除く。
84 [略]	[略]						
85 [略]	[略]						
[略]							[略]
88 [略]	[略]						

[略]

2～4 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
政策企画部	政策企画課	政策課長 評価課長 分権推進担当課長
	秘書課	[略]
総務部	[略]	
	行政経営推進課	経営推進担当課長 公益法人担当課長
	[略]	
ふるさと振興部	ふるさと振興企画室	企画課長 管理課長
	[略]	
	調査統計課	[略]
	地域振興室	地域振興課長 自治体協働課長
	県北・沿岸振興室	県北振興課長 沿岸振興課長
	国際室	[略]
	[略]	
	科学・情報政策室	[略]
台風災害復旧復興推進室	[略]	
文化スポーツ部	[略]	
	スポーツ振興課	[略]
	オリンピック・パラリンピック推進室	[略]
環境生活部	環境生活企画室	企画課長 管理課長 温暖化・エネルギー対策課長 放射線影響対策課長 ジオパーク推進課長

	[略]
保健福祉部	[略]
	障がい保健福祉課 [略]
	子ども子育て支援課 子ども家庭担当課長 少子化・子育て支援担当課長
	医療政策室 医療政策担当課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症担当課長
商工労働観光部	商工企画室 企画課長 管理課長
	[略]
	産業経済交流課 [略]
	観光課 国内観光担当課長 国際観光担当課長
	定住推進・雇用労働室 [略]
	ものづくり自動車産業振興室 [略]
農林水産部	[略]
	森林整備課 計画担当課長 整備課長
	[略]
県土整備部	[略]
	砂防災害課 砂防災害担当課長
	[略]
	下水環境課 計画担当課長
	[略]
	港湾課 港湾担当課長
[略]	
I L C 推進局	企画総務課 管理課長
	[略]
[略]	

別表第5 環境生活部に属する出先機関の部及び課（第35条関係）

出先機関	部	課
岩手県食肉衛生検査所		検査指導課
		精密衛生検査課
[略]		

別表第9 県土整備部に属する出先機関の課（第74条関係）

出先機関	課
北上川上流流域下水道事務所	総務課
	管理課
	工務課

別表第10 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（第75条関係）

名称	位置
[略]	
岩手県立視聴覚障がい者情報センター	[略]
いわて子どもの森	二戸郡一戸町
いわてリハビリテーションセンター	[略]
岩手産業文化センター	[略]
[略]	

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県精神医療審査会	[略]
岩手県小児慢性特定疾病審	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第4項

	[略]
保健福祉部	[略]
	障がい保健福祉課 [略]
	医療政策室 医療政策担当課長 医療情報課長 医務課長 地域医療推進課長 感染症担当課長
	子ども子育て支援室 次世代育成課長 子ども家庭担当課長 子育て支援担当課長
商工労働観光部	商工企画室 企画課長 管理課長 新産業育成課長
	[略]
	産業経済交流課 [略]
	定住推進・雇用労働室 [略]
	ものづくり自動車産業振興室 [略]
	観光・プロモーション室 プロモーション課長 国内観光担当課長 国際観光担当課長
農林水産部	[略]
	森林整備課 計画担当課長 整備課長 全国植樹祭推進課長
	[略]
県土整備部	[略]
	砂防災害課 砂防管理担当課長 砂防災害担当課長
	[略]
	下水環境課 下水管理担当課長 下水事業担当課長
	[略]
	港湾課 港湾振興担当課長 港湾整備担当課長
[略]	
I L C 推進局	企画総務課 企画課長 管理課長
	[略]
[略]	

別表第5 環境生活部に属する出先機関の部及び課（第35条関係）

出先機関	部	課
岩手県食肉衛生検査所		検査指導課
		輸出指導課
		精密衛生検査課
[略]		

別表第9 県土整備部に属する出先機関の課（第74条関係）

出先機関	課
北上川上流流域下水道事務所	経営総務課
	設備課
	施設整備課

別表第10 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設（第75条関係）

名称	位置
[略]	
岩手県立視聴覚障がい者情報センター	[略]
いわてリハビリテーションセンター	[略]
いわて子どもの森	二戸郡一戸町
岩手産業文化センター	[略]
[略]	

別表第11 附属機関（第77条関係）

法律又はこれに基づく政令によるもの

名称	所掌事務
[略]	
岩手県精神医療審査会	[略]

査会	<u>の規定による小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けるための医療費支給認定をしないこととする</u> <u>ことについての審査に関する</u> こと。
岩手県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定による子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関すること並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。
岩手県医療審議会	[略]
[略]	
感染症診査協議会	[略]
岩手県農業共済保険審査会	[略]
[略]	

条例によるもの

名 称	所掌事務
岩手県情報公開審査会	[略]
[略]	
公務災害補償等認定委員会	[略]
岩手県総合計画審議会	岩手県総合計画審議会条例（昭和54年岩手県条例第29号）第1条の規定により、県政の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項を調査審議すること。
岩手県政策評価委員会	政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号）第9条の規定により、知事が行う政策等の評価等に関し調査審議すること。
岩手県いじめ再調査委員会	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 岩手県自治紛争処理規則（昭和32年岩手県規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第13条 委員に関する庶務は、 <u>政策地域部市町村課</u> において処理する。	(庶務) 第13条 委員に関する庶務は、 <u>ふるさと振興部市町村課</u> において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

岩手県医療審議会	[略]
[略]	
感染症診査協議会	[略]
岩手県小児慢性特定疾病審査会	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けるための医療費支給認定をしないこととする</u> <u>ことについての審査に関する</u> こと。
岩手県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定による子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関し意見を述べること並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関すること並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。
岩手県農業共済保険審査会	[略]
[略]	

条例によるもの

名 称	所掌事務
岩手県総合計画審議会	岩手県総合計画審議会条例（昭和54年岩手県条例第29号）第1条の規定により、県政の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項を調査審議すること。
岩手県政策評価委員会	政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号）第9条の規定により、知事が行う政策等の評価等に関し調査審議すること。
岩手県情報公開審査会	[略]
[略]	
公務災害補償等認定委員会	[略]
岩手県いじめ再調査委員会	[略]
[略]	

改正前				改正後							
(任命) 第6条 出納員その他の会計職員の職は、 <u>臨時又は非常勤の職員</u> 以外の職員のうちからこれを命ずる。ただし、現金取扱員及び会計員の職にあつては、非常勤の職員のうちからこれを命ずることができる。				(任命) 第6条 出納員その他の会計職員の職は、非常勤の職員以外の職員のうちからこれを命ずる。ただし、現金取扱員及び会計員の職にあつては、非常勤の職員のうちからこれを命ずることができる。							
別表第1 (第2条-第4条関係)				別表第1 (第2条-第4条関係)							
		組 織		職 等							
知事の 事務部 局	本庁	秘書広報室	[略]			知事の 事務部 局	本庁	政策企画部	[略]		
		[略]			[略]						
		政策企画部	政策推進室	[略]	ふるさと振興部			ふるさと振興企画室	[略]		
			市町村課	[略]				市町村課	[略]		
								地域振興室	地域振興課長		
			文化スポーツ部	[略]				文化スポーツ部	[略]		
			[略]					[略]			
			保健福祉部	保健福祉企画室	[略]			保健福祉部	保健福祉企画室	[略]	
				子ども子育て支援課	子ども家庭担当課長				医療政策室	[略]	
				医療政策室	[略]				子ども子育て支援室	子ども家庭担当課長	
		商工労働観光部	[略]				商工労働観光部	[略]			
		[略]			[略]						
	出先機関	[略]					出先機関	[略]			
		政策地域部に属する出先機関	[略]					ふるさと振興部に属する出先機関	[略]		
[略]				[略]							
県土整備部に属する出先機関		北上川上流流域下水道事務所	総務課長	県土整備部に属する出先機関	北上川上流流域下水道事務所	経営総務課長					
		[略]				[略]					
	[略]			[略]			[略]				
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)							
		組 織		職 等							
知事の 事務部 局	本庁	総務部	[略]			知事の 事務部 局	本庁	総務部	[略]		
		出納局	[略]					ふるさと振興部	地域振興室	別に命ずる職員	
	[略]			[略]			出納局	[略]			
	[略]			[略]			[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。											